

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二〇
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二二
 - 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件六件 二二
 - 道路の区域を変更する件四件 二三
 - 道路の供用を開始する件三件 二四
 - 福島県人事委員会 二五
 - 警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則 二五
 - 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則 二五
 - 正 誤 二五
 - 令和二年十二月二十二日付け号外第七十号中 二五

告 示

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年一月二十二日から同年五月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン安積 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年九月九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千四百九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 百五十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 九十七台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
面積 七十二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
容量 十一・五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 五か所
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和三年一月八日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。
令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
相馬郡新地町杉目字雁小屋一番地の六十四
同 郡同 町大戸浜字宮田七十番地
同 郡同 町大戸浜字宮田六十七番地
 - 2 加入区
新地加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
令和三年一月二十二日から同年二月五日まで
 - 2 縦覧の場所
相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第七十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第二項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。
令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
いわき市久之浜町久之浜字立十九番地の一
同 市久之浜町西二丁目一番地の五
同 市久之浜町西二丁目八番地の十三
 - 2 加入区
久之浜加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間

- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第七十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
いわき市四倉町字八日四十一番地の三 鈴木 三則
同 市四倉町上仁井田字東山五番地 田所 忠儀
同 市四倉町字栗木作百七番地の十八 佐藤 芳紀
 - 2 加入区
四倉加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
令和三年一月二十二日から同年二月五日まで
 - 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第七十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
いわき市小名浜下神白字三崎十一番地の三十六 馬目 祐市
同 市中之作字榎戸三十八番地 橋本 侑

- 2 加入区
市江名字寺作十番地の二十七 江名加入区 金田 徳二

(水産課)

福島県告示第七十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
いわき市平薄磯字北ノ作七十九番地 市営住宅一―三〇八 志賀 幸重
同 市平豊間字兎渡路二百九十一番地の九十 大峯 和夫
同 市平豊間字合磯二百九番地の十五 坂本 俊一
 - 2 加入区
豊間加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
令和三年一月二十二日から同年二月五日まで
 - 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第八十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
いわき市小名浜下神白字三崎十一番地の三十六 馬目 祐市
同 市中之作字榎戸三十八番地 橋本 侑

覧に供する。
令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市勿来町九面浜田二十五番地の一

同 市勿来町九面九浦町三十八番地

同 市勿来町九面九浦町八番地の二

加入区の名称

勿来加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十二日から同年二月五日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町小綱木字 境山一〇番六地先から 同 郡同 町山木屋字 川芎山一八番地先まで	変更前	A 七・七 B 二二・八	一、六二四・五
		変更後	A 七・七 B 二二・八	一、六二四・五

六四・九

(道路計画課)

福島県告示第八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字青 生野字江堀五二地先か ら いわき市田人町旅人字 前山七番地先まで	変更前	A 七・五 B 六一・九	三、一三〇・九
		変更後	A 七・五 B 六一・九	一、七二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	A 七・五 B 六一・九	一、七二〇・〇
		変更後	A 七・五 B 六一・九	一、七二〇・〇

一般国道 二九四号	白河市大信増見字中沢 三七番一地从先から 同 市大信増見字中沢 四番五地先まで	変更前 一一・〇〇 三六・一	変更後 一一・一〇 三六・一	四二三・〇 四二三・〇
--------------	--	----------------------	----------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 一般国道 四五九号	区 間 喜多方市上三宮町吉川 字南和知庭三三三八番 三地从先から 同 市上三宮町吉川 字山ノ神六二一〇番二 地先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 五・〇〇 五〇・〇	一一・八〇 七〇・一	一、四五三・〇 一、四八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

一般国道二五二号	大沼郡金山町大字水沼字大岩四六 一番一地从先から 同 郡同 町大字水沼字赤沢四八 三番地先まで	令和三年一月二二日
----------	--	-----------

(道路計画課)

福島県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道二九四号	供 用 開 始 の 区 間 白河市大信増見字中沢三七番一地 先から 同 市大信増見字中沢四番五地先 まで	供 用 開 始 の 期 日 令和三年一月二二日
-------------------	--	----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道浪江国見線	供 用 開 始 の 区 間 伊達市梁川町大字八筋一一七番一 地先から 同 市梁川町大字大館五番一地从 先まで	供 用 開 始 の 期 日 令和三年一月二二日
------------------	--	----------------------------

(道路計画課)

福島県人事委員会

警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月二十二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第一号

警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用の特例に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。
令和三年一月二十二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十三年福島県人事委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第六条第一号中「様式第五号その一又は様式第五号その二」を「様式第五号」に改める。

様式第五号（その二）を削り、様式第五号（その一）を様式第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年十二月二十二日付け号外第七十号中

六		三	
下		下	
一三	一〇	一六	一三
			富田
			赤坂東野